

学校安全に係る直近の通知

○学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）・・・P.1

（令和5年4月28日 5教参学第6号）

○学校における水害対策の推進について（通知）・・・P.6

（令和5年5月30日 5文科施第187号）

○特定小型原動機付自転車の利用に関する適切な指導について（依頼）・・・P.10

（令和5年6月1日 事務連絡）

令和5年6月5日

学校教育活動等における熱中症事故の防止について留意点をまとめましたので通知します。熱中症はそれほど高くない気温（25～30℃）の時期からも発生しうることを踏まえ、児童生徒等の健康被害を防ぐために適切な対応をお願いします。

5 教参学第6号  
令和5年4月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長  
各国公私立高等専門学校担当課長  
各都道府県教育委員会専修学校主管課長  
専修学校を置く各国立大学法人担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課長  
安里 賀奈子

文部科学省初等中等教育局  
教育課程課長  
常盤木 祐一

#### 学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいているところですが、令和4年度には、学校の管理下において、3,142件を超える熱中症事故が発生しています。昨今の気温変化や熱中症の発生状況等を踏まえると、児童生徒等の健康被害を防ぐためには、それほど高くない気温（25～30℃）の時期から適切な措置を講ずることや、暑さ指数（WBGT）等を活用して熱中症の危険性を適切に判断すること等が重要です。

今年度は、昨年度に比べ様々な活動が幅広く展開されることが見込まれます。今般、改めて各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点をまとめましたので、熱中症事故の防止について適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、学校設置者等から相談があった時に対応いただけるよう、公益社団法人日本医師会へも情報共有していることを申し添えます。

また、現在開かれている第211回通常国会において、熱中症対策の強化等を目的とした「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部

を改正する法律」が令和5年4月28日に成立しました（施行は公布の日から1年以内で政令で定める日（熱中症対策実行計画に関する規定を除く））。

同法を踏まえた更なる熱中症対策については、今後改めてお知らせします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 熱中症事故を防止するための環境の整備等について

熱中症には命に係わる危険がありますが、適切な環境整備等を行うことで予防が可能です。以下のような点に留意のうえ、児童生徒等の熱中症予防に努めていただくようお願いします。

- ・ 活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。
- ・ 活動中や活動終了後に水分や塩分の補給を行うこと。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。
- ・ 学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものであるが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず早期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずること。
- ・ 学校施設の空調整備については順次進められているところであり、こうした設備を有効活用していただくとともに、普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考えられることを踏まえ、活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- ・ 室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり、「環境を考慮した学校施設づくり事例集」（令和2年3月）を参考にしつつ、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をすること。
- ・ 幼児等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、

置き去り事故を防止すること。その際、ヒューマンエラーの防止を補完するものとして、国において令和4年度第2次補正予算において送迎用バスへの安全装置の導入支援を実施しているところであり、可能な限り6月末までに安全装置の導入を完了すること。併せて、安全装置の整備がなされるまでの間についても、置き去り事故の防止を徹底する観点からチェックシートを送迎用バスに備え付け活用する等、万全を期すこと。

- ・ なお、学校におけるマスクの着用については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において、「学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本」、「幼児については、マスクの着用を求めない」等としていることから、熱中症対策の観点も踏まえ、適切な対応を行うこと。

## 2. 各種活動実施に関する判断について

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識としておくことが有効であり、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）を用いることが考えられます。

暑さ指数については、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認することができます。また、同サイトでは、環境省・気象庁による熱中症警戒アラート（熱中症の危険性が極めて高くなると予測される際（暑さ指数が33を超える場合）に、国民に対し危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報。令和5年度は4月26日より開始）も確認することができます。

また、環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を令和3年5月に共同で作成しています。

これらの情報等を活用し、各種活動の実施等に関して適切に判断していただくようお願いいたします。

## 3. 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

熱中症を防止するためには、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導することが必要です。

以下のような点をはじめとして、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂文部科学省）も参考にしつつ、児童生徒等への指導について御留意いただくようお願いいたします。

- ・ 暑い日には帽子を着用すること、薄着になること
- ・ 運動するときはこまめに水分を補給し休憩をとること
- ・ 運動前に自分の体調を確認すること
- ・ 児童生徒等同士で互いに水分補給の声掛け等を行うこと、体調不良を感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること

#### 4. 夏季における休業日等の取り扱いについて

夏季における休業日等については、参考資料 2 の関連規定を踏まえ、次の（１）及び（２）を参考として、適切に御対応いただくようお願いいたします。

- （１）各設置者及び学校等におかれては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無等を踏まえ、児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮等をはじめとした対応について検討すること。

その際、本通知末尾の【参考】に記載の資料等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

- （２）学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

## 【参考】

### ○環境省

- ・熱中症予防情報サイト  
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2022」（令和4年3月改訂 環境省）  
[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_manual.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)
- ・令和5年度「熱中症警戒アラート」の運用開始について  
[https://www.env.go.jp/press/press\\_01497.html](https://www.env.go.jp/press/press_01497.html)
- ・気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の閣議決定について  
[https://www.env.go.jp/press/press\\_01231.html](https://www.env.go.jp/press/press_01231.html)

### ○文部科学省

- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン  
<https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf#page=49>
- ・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の作成について  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)
- ・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月改訂）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1416715.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm)
- ・こどもの安心・安全対策支援事業（送迎用バス改修支援等）  
<https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/torikumi/kodomoanzen/kodomotaisakugaiyou2.pdf>
- ・環境を考慮した学校施設づくり事例集  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm)

### ○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・熱中症の予防（学校等での事故防止対策集）  
[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/337/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx)

#### 【担当】

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966

学校の水害対策に資する方策として、「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」と「マイ・タイムライン」に関する情報をまとめましたので、お知らせします。各学校におかれては、これらを参考に水害対策の推進に取り組むようお願いいたします。

5 文科施第 187 号

令和 5 年 5 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の  
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

笠 原 隆

( 公 印 省 略 )

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子

( 公 印 省 略 )

#### 学校における水害対策の推進について（通知）

近年の頻発化・激甚化する豪雨等により、学校施設においても大きな被害が発生しています。また、全国の公立学校の約 20%が浸水想定区域に立地していますが、浸水対策が十分であるとはいえない状況にあります。また、令和 3 年度の流域治水関連法の制定等により、学校を含めた、流域に関わる全ての関係者による治水対策の取組が求められています。

こうしたことを受け、文部科学省としては、学校の水害対策に資する方策について、下記のとおりとりまとめました。各学校設置者や学校におかれては、これらを参考の上、ハード面・ソフト面の両面から水害対策を推進するようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、所管の学校法人等に対して、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人におかれては、所管の附属学校に対して、構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引 ～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開のための<sup>しな</sup> 靱やかな学校施設を目指して～」について

文部科学省では、令和3年12月から「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：中埜良昭 東京大学生産技術研究所教授）を開催し、今後の学校施設の水害対策の基本的な考え方や具体的な検討手順等について検討を行い、このたび、手引として取りまとめました（別添）。

本手引では、①水害に対して学校施設が担う役割、②水害リスクを踏まえた浸水対策の必要性、③治水担当や防災担当の関係部局との連携体制の構築等の基本的な考え方を踏まえて、想定される浸水の深さや発生頻度等を踏まえた学校施設の水害対策の方向性や優先度、個々の学校施設の対策内容等の水害対策の具体的な検討手順等を示しています。

各学校設置者におかれては、本手引を参考としつつ、関係部局等からの協力を得ながら、学校施設の水害対策に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、整備に際しては、老朽化対策などの整備と合わせて実施することも視野に入れ、検討をいただくようお願いいたします。

なお、本手引を踏まえて学校施設の水害対策に取り組むに当たり、治水担当部局、防災部局等に対しても、教育委員会等の学校設置者との連携の強化を要請する事務連絡を、内閣府（防災担当）及び国土交通省との連名で発出していることを申し添えます。

（別添資料）

「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」（概要）

※手引本文等については、下記HPに掲載しています。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext_00002.html)



（QRコード）

### 2. 水害に備えた防災教育（マイ・タイムラインの活用）について

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。その検討過程では、市区町村が作成・公表した洪水ハザードマップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に考えるものです。

マイ・タイムラインを作成することで「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を可視化し、共有することができます。いざというときに、それぞれが先を見越しながら適切に対応することができる



けでなく、災害対応時にチェックリストとしても活用が可能です。また、その作成過程において防災や災害に関する基本的知識の学習に加えて、台風や大雨といった災害のイメージを具体的に描きながらより実践的・実効的な防災教育が期待できます。

水害対策の推進に当たっては、各自治体の関係部局との連携や各地域の水防団（消防団）から協力を得ることが有効です。また、各地方整備局の河川事務所等において、マイ・タイムライン講習会等が開催されている事例があり、学校からの要請を受けて講師の派遣が行われているほか、国土交通省や地方公共団体がマイ・タイムライン作成支援のための資料を作成し、Web ページで公表されているのであわせてご活用ください。

これらのマイ・タイムラインに関する情報は、1 の手引に関する情報とともに、学校における水害対策として、文部科学省の学校安全ポータルサイトにて集約・公表していますので、ご活用ください。

(参考資料 1)

文部科学省 学校安全ポータルサイト

※「学校の水害対策について」の特設ページはこちら

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/suigaibousai/index.html>



(QR コード)

(参考資料 2)

国土交通省 マイ・タイムライン

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/mytimeline/index.html>



(QR コード)

(参考資料 3)

国土交通省 防災教育ポータル

(防災教育に取り組んでいただく際に役立つ情報・授業で使用できる動画等のコンテンツを収録したポータルサイト)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>



(QR コード)

**【問い合わせ先】**

(1. に関すること)

大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付

亀井、勝又

電 話：03-5253-4111（内線 3184）

メール：bousai@mext.go.jp

(2. に関すること)

総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室防災教育係

林、奥矢

電 話：03-5253-4111（内線 2670）

メール：anzen@mext.go.jp

警察と連携して、高等学校等における電動キックボードに対する安全教室の開催等をお願いするものです。

事 務 連 絡  
令 和 5 年 6 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中  
各国公私立高等専門学校担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
専修学校を置く各国立大学法人担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

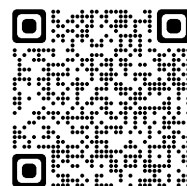
特定小型原動機付自転車の利用に関する適切な指導について（依頼）

7月1日から道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が施行され、16歳以上の者であれば、特定小型原動機付自転車（以下「電動キックボード等」という。）について免許がなくても利用が可能となります。このことを踏まえ、高校生等に対する電動キックボード等に関する正しい知識を周知するなど、安全教育の充実に努めていく必要があります。

別紙の令和4年7月12日付事務連絡（自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について（依頼）～警察庁から各都道府県警察本部等へ、学校との連携強化を通達～）のとおり、これまでも、各学校設置者や各学校では警察と連携し、交通安全教育の充実に努めていただいているところですが、今般、文部科学省の学校安全ポータルサイトに電動キックボード等の安全利用に関する情報を掲載しましたので、ご利用ください。引き続き、警察との連携をより一層強化し、高等学校等における電動キックボード等に関する安全教室の実施など、高校生等に対する交通安全教育の更なる推進に努めるようお願いいたします。

学校安全ポータルサイト（文部科学省×学校安全）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp>



各都道府県教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

**【問合せ先】**

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
電話：03-5253-4111（内線 2695）  
e-mail:anzen@mext.go.jp

事務連絡  
令和4年7月12日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中  
各国公私立高等専門学校担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
専修学校を置く各国立大学法人担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

## 自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について（依頼）

このたび警察庁より、別添のとおり、学校等における自転車安全教育の重要性や警察と連携した交通安全教育の推進等について周知依頼がありました。

警察庁作成の資料（参考資料）によると、

- ・自転車関連死亡・重傷事故件数について、令和3年中の年齢層別では、「19歳以下」が約2割を占め、特に高校生は、小・中学生と比較して2倍程度で推移している
- ・平成29年から令和3年までの状態別死者・重傷者数の合計について、中学生では自転車乗車中が約7割を占め、小学生も学齢が上がるにつれて自転車乗用中の割合が多くなっている

等の特徴が見られることから、児童・生徒への自転車安全教育のより一層の充実が必要です。

また、本年4月に、

- ・乗車用ヘルメット着用の努力義務が、全ての自転車利用者に対して課される
- ・16歳以上の者であれば、一定の要件を満たす電動キックボード等の運転が、免許がなくても、可能になる

等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が公布されました。

（乗車用ヘルメットの着用については公布日から1年以内に、電動キックボード等については公布日から2年以内に施行されることとなります。）これらを踏まえ、児童・生徒に対する自転車乗用中におけるヘルメット着用の重要性や高校生等に対する電動キックボード等に関する正しい知識を周知するなど、安全教育の充実に努めていく必要があります。

これまで、各学校設置者や各学校では警察と連携し、交通安全教育の充実を図っていただいているところですが、今後は、警察との連携をより一層強化し、自転車に関する安全教育を始め、児童・生徒に対する交通安全教育の更なる推進に努めるようお願いします。

なお、警察と学校等との連携強化については、別途、警察庁から各都道府県警察本部等にも

通達されています。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

**【問合せ先】**

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
電話：03-5253-4111（内線 2695）  
e-mail:anzen@mext.go.jp

別添

事務連絡  
令和4年7月11日

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

警察庁交通局交通企画課長

自転車等の安全利用促進に向けた都道府県警察との更なる連携強化について（依頼）

警察では、良好な自転車交通秩序の実現に向け、特に小学生、中学生及び高校生に対する自転車安全利用に係る対策を効果的に行うため、別添のとおり、都道府県警察に対し、教育委員会及び学校等と更なる連携強化を図り、児童・生徒に対する自転車安全教育をより一層推進するよう指示することとしております。

つきましては、自転車等の安全利用促進に向けた取組がより効果的なものとなるよう、各都道府県教育委員会等関係機関に対して、教育現場における自転車安全教育の重要性、警察と連携した交通安全教育の推進等について周知していただきますようお願いいたします。

原議保存期間	1年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和6年3月31日まで)

警視庁交通部長  
 各道府県警察本部長 殿  
 各管区警察局広域調整担当部長  
 (参考送付先)  
 警察大学校交通教養部長

警察庁丁交企発第184号  
 令和4年7月11日  
 警察庁交通局交通企画課長

自転車等の安全利用促進に向けた教育委員会及び学校等との更なる連携強化について  
 (通達)

各都道府県警察においては、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」(令和4年1月28日付け警察庁丙交企発第5号ほか)に基づき、都道府県ごとの情勢を踏まえ、自転車の安全利用に係る諸対策を推進しているところであるが、令和3年中の自転車関連死亡・重傷事故件数を年齢層別に見ると、「19歳以下」が約2割を占めているほか、小学生、中学生及び高校生の別にその推移を見ると、高校生は、小・中学生と比較して2倍程度で推移するなど、高校生に対する対策の必要性が特に高くなっている。加えて、平成29年から令和3年の状態別死者・重傷者数を見ると、中学生では自転車乗用中が約7割を占め、小学生も学齢が上がるにつれ自転車乗用中の割合が多くなっており、小学校及び中学校においても自転車安全教育が重要であるといえる。

また、本年4月に公布された道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正道路交通法」という。)により、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されることとなるが、自転車乗用中の交通事故死傷者におけるヘルメット着用者の割合を見ると、小・中学生においては徐々に着用率は上昇しているものの、いまだ十分な水準とは言えず、また、高校生においては着用が浸透していない状況であり、これらの年齢層の着用率向上は大きな課題となっている。

加えて、改正道路交通法により、電動キックボード等の一定の要件を満たす原動機付自転車を特定小型原動機付自転車と位置付け、自転車と同様の交通ルールを定めることとされたところ、特定小型原動機付自転車については、高校生等の16歳以上の者が運転免許を有さずに運転が可能となることから、高校生等に対し、基本的な交通ルールや電動キックボード等に関する正しい知識の周知がこれまで以上に重要となる。

当庁では、このような情勢を踏まえ、文部科学省主催の「学校安全行政担当者連絡協議会」において、教育委員会等に対し、高校生をはじめとする児童・生徒に対する自転車に関する交通安全教育の取組強化や都道府県警察との連携強化を依頼するなど、高校生等に対する交通安全対策を推進しているところである。

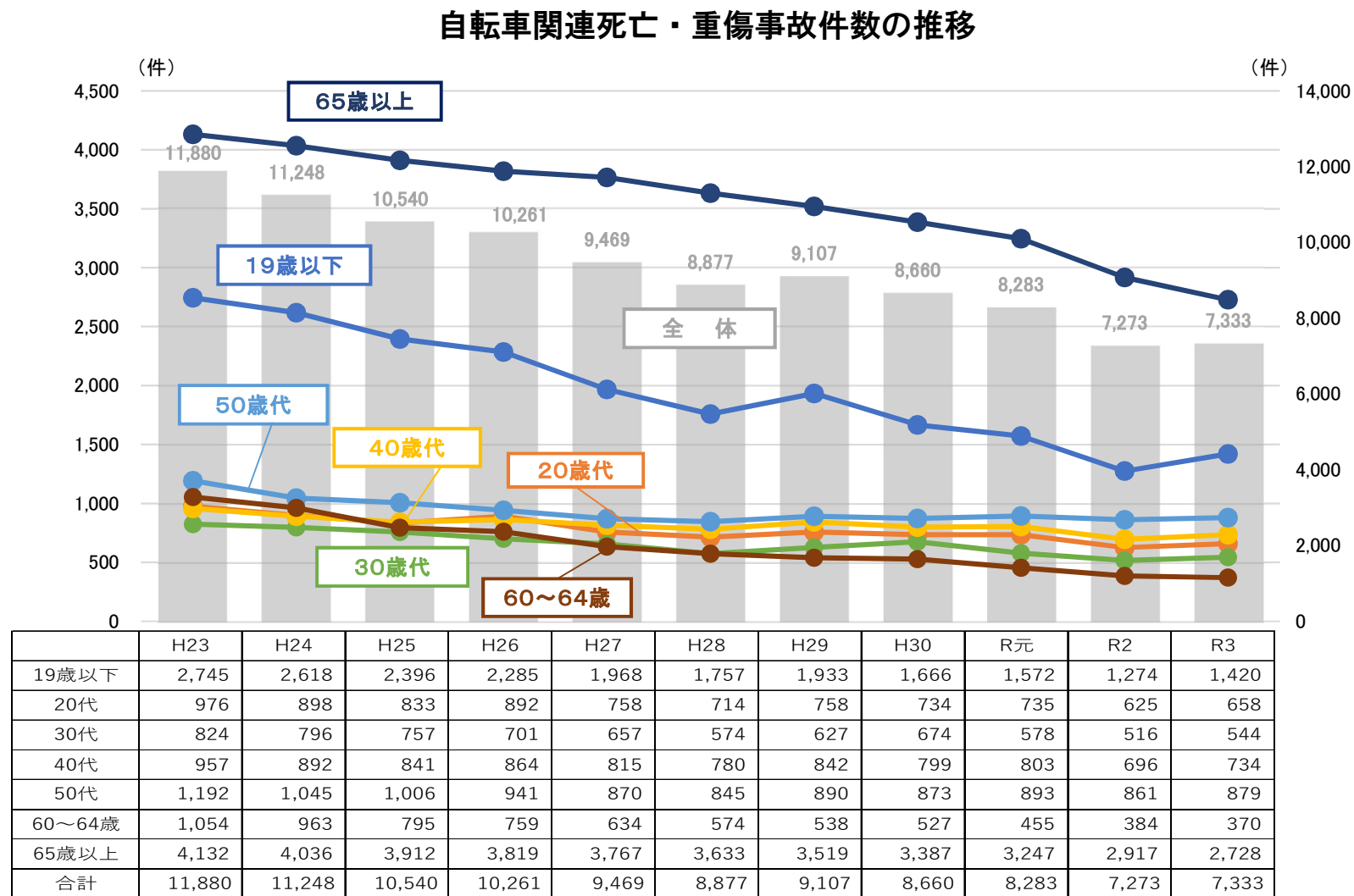
各位にあっては、都道府県警察において教育委員会及び学校等との更なる連携の強化を図るとともに、自転車の安全利用促進に向けた諸対策がより効果的なものとなるよう取組を推進されたい。

なお、文部科学省から教育委員会等に対して本通達の内容が通知されるので、参考とされたい。



# 1 自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

図 自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年～令和3年)



注 ・ 自転車乗用者が第1又は第2当事者となった事故の件数であり、同じ条件の自転車乗用者の相互事故は1件とし、第1当事者の件数を計上した。以下同じ。

## 2 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

自転車関連死亡・重傷事故件数では、**高校生は**小中学生と比較して**2倍程度**で推移

図 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年~令和3年)

### 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

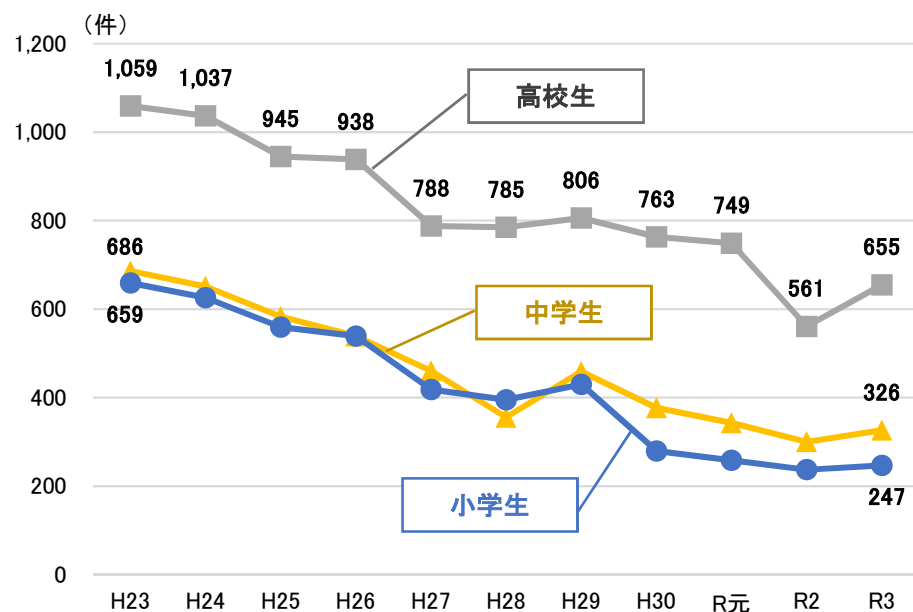
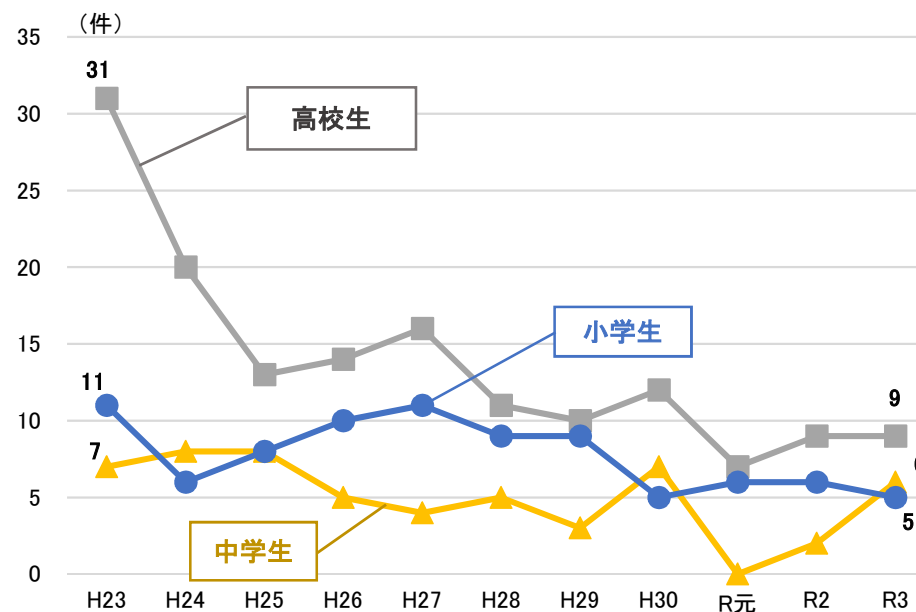


図 児童・生徒の自転車関連死亡事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年~令和3年)

### 児童・生徒の自転車関連死亡事故件数の推移



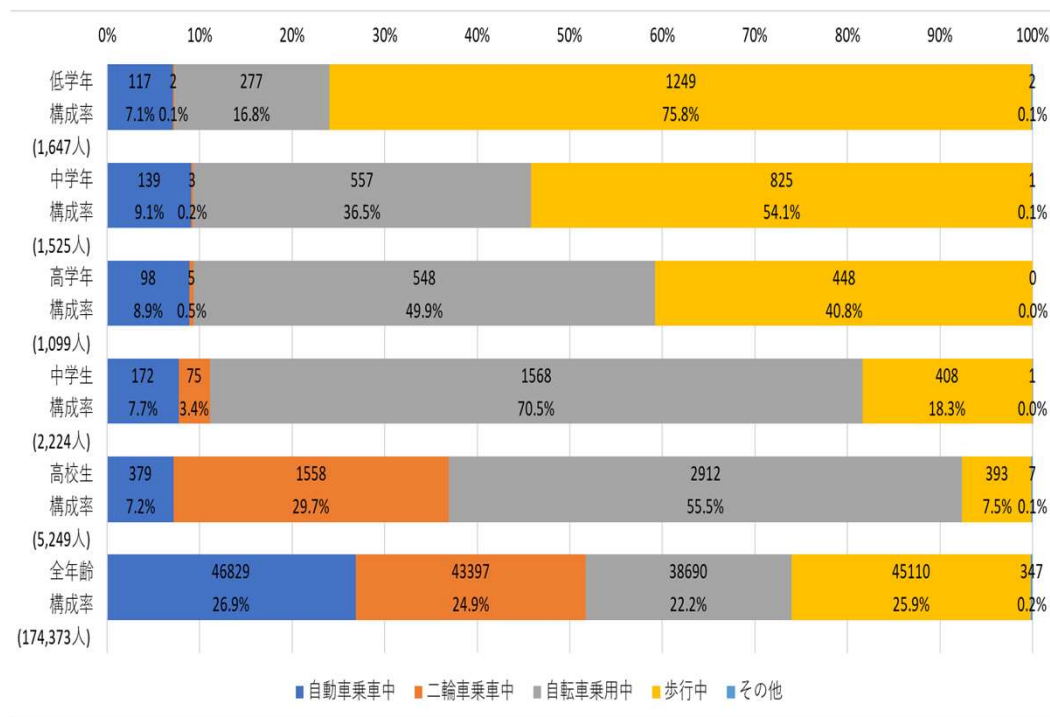
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
死亡・重傷事故	高校生	1,059	1,037	945	938	788	785	806	763	749	561	655
	中学生	686	651	583	539	460	355	459	377	343	300	326
	小学生	659	626	559	539	418	395	430	279	258	237	247
うち死亡事故	高校生	31	20	13	14	16	11	10	12	7	9	9
	中学生	7	8	8	5	4	5	3	7	0	2	6
	小学生	11	6	8	10	11	9	9	5	6	6	5

### 3 児童・生徒の状態別死者・重傷者数

図 児童・生徒の状態別死者・重傷者数(平成29年～令和3年合計)

#### 児童・生徒の状態別死者・重傷者数

	自動車乗車中	二輪車乗車中	自転車乗用中	歩行中	その他	合計
低学年	117	2	277	1,249	2	1,647
構成率	7.1%	0.1%	16.8%	75.8%	0.1%	100%
中学年	139	3	557	825	1	1,525
構成率	9.1%	0.2%	36.5%	54.1%	0.1%	100%
高学年	98	5	548	448	0	1,099
構成率	8.9%	0.5%	49.9%	40.8%	0.0%	100%
中学生	172	75	1,568	408	1	2,224
構成率	7.7%	3.4%	70.5%	18.3%	0.0%	100%
高校生	379	1,558	2,912	393	7	5,249
構成率	7.2%	29.7%	55.5%	7.5%	0.1%	100%
全年齢	46,829	43,397	38,690	45,110	347	174,373
構成率	26.9%	24.9%	22.2%	25.9%	0.2%	100%



## 4 道路交通法の一部を改正する法律(概要・抜粋)

令和4年4月27日公布

全ての年齢層に対する自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務化 (施行日: 公布日から1年以内の政令で定める日)

- ・ 頭部受傷の交通事故において、ヘルメット着用による被害軽減効果は、統計上明らかであり、世代を問わず、着用が望ましい。
- ・ 小・中学生のヘルメット着用は徐々に進んでいるが、その他の年代では着用が浸透していない。
- ・ 第11次「交通安全基本計画」において、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用を推奨

### ○ 全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務化

新たな交通ルール(特定小型原動機付自転車) (施行日: 公布日から2年以内の政令で定める日)

- ・ 性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度の電動キックボード等について、自転車と同様の交通ルールを新たに定める。



#### (1) 最高速度、車体の大きさ等

- ・ 最高速度: 一般的な自転車利用者の速度 (時速20km以下)
- ・ 車体の大きさ: 長さ190cm×幅60cm  
※ 普通自転車相当

#### (2) 運転することができる者

- ・ 年齢制限 (16歳未満の者は運転を禁止)、運転免許は不要
- ・ 販売やシェアリング事業を行う者に対し、交通安全教育を行う努力義務を課す

現在は、**原動機付自転車**に該当し、**原付以上の免許が必要**

#### (3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行  
※ 最高速度の制御(6km/h)とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車歩道通行可の歩道のみ)等の通行可

#### (4) 乗車用ヘルメット

- ・ 全ての年齢層で、**着用は努力義務**

#### (5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)